

働くあなたを応援する
2016LA-LA公開講座

合意の成否及び効力

—労働者の自由な意思とは?—

12月7日(水)

午後6時30分～8時30分

講師：山中 有里 弁護士



会場：大阪労働者弁護団 事務所

大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル5階

電話06-6364-8620

参加費：1000円(当日いただきます)

準備の都合上、必ずお申込くださいますようお願いいたします。

(メールでのお申込は osaka-rouben@nifty.com へ)

労働契約法1条には、労働契約が労働者と使用者の合意によって成立するとの「合意の原則」が明記されています。そして、労働契約法8条では、「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる」と定められています。

それでは、労働条件が不利益に変更される内容の書面に労働者が署名・押印しさえすれば、合意したといえるのでしょうか。

この点に関連して今年、最高裁は、ある事案において、退職金の減額に関する同意の有無についての判断は慎重にされるべきであり、労働者の同意の有無については、変更を受け入れる旨の労働者の行為の有無だけでなく、当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも、判断されるべきものと判断しました(山梨県民信用組合事件、最判平成28年2月19日)。

本講座では、合意の基本的事項を踏まえたうえで、これまで合意について裁判所がどのように判断したのか、最近の裁判例ではどのように判断されているのかを確認するとともに、労働者としてはどのように対応すればよいかについて考えていきます。

みなさま奮ってご参加ください。

大阪労働者弁護団 宛 (FAX 06-6364-8621)

12.7講座への参加を申し込みます。



所属(個人の方はご住所) _____

お名前 _____

緊急時連絡先 _____